



感謝状
WORDS OF APPRECIATION

日本大学全学文化行事 N.募金 御中

*On behalf of the refugees of the world,
we would like to express our sincere gratitude for your generous
support to those who have been forced to flee their own land.*

Your concern is a gift of hope for their future.

お寄せいただいた温かいご支援は、
故郷を追われ困難に直面している難民の人々が、
未来への希望をもって生きていく大きな力となります。
ここに世界の難民の人々に代わって、
謹んで感謝の意を表します。

2011年1月

UNHCR駐日事務所



UNHCR Representative in Japan
Johan Cels

国連UNHCR協会



理事長
赤野間 征盛

国連難民高等弁務官事務所

登録ID 131401

このたびは UNHCR の難民援助活動に、温かいご支援をいただき、心から御礼申し上げます。
お寄せいただいたご寄付について、領収証をお送りいたしますので、ご査収ください。
なお、下部領収証は、申告書に添付する必要がありますので、大切に保管してください。

寄付金控除等のご案内

認定 NPO 法人である当協会へのご寄付ならびにご遺贈は、税制上の優遇措置の対象となります。

個人の場合は、ご寄付の合計金額から 2,000 円を差し引いた金額が、年間所得から控除されます。

2010(平成 22)年分から 2,000 円(改正前 5,000 円)に引き下げられ、寄付金控除額が拡充されました。

控除を受けるためには確定申告が必要です。本領収証を、お手続きにご利用ください。

税金についてのお問い合わせは、お近くの税務署までお願いいたします。

東京都にお住まいの方は、個人住民税の寄付金控除も受けられます。

(合計寄付金額 - 5,000 円) × 4% が税額控除

法人の場合は、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金として算入することができます。

領収証に関するご案内

個人:ご寄付の都度、領収証をお送りいたします。領収証ご不要、または年 1 回の送付をご希望の方は、当協会までご連絡ください。確定申告にはご本人名義(お一人)の領収証のみ有効です。

法人:ご寄付の都度、領収証をお送りいたします。

決算月をご連絡くださった場合にはその時期にお送りいたします。

領 収 証

No. C-224532

日本大学全学文化行事 N. 募金 御中

下記金額は難民支援のための特定非営利活動へのご寄付であることを証明いたします。

合計金額：¥ 2,745,832-

明 細

	受 領 日	金 額
1	2011/01/21	¥ 2,745,832

【国税庁 認定NPO法人】

【課法11-166 2009年6月29日認定】

【課法11-160 2007年6月21日認定】

※認定対象期間：2007/07/01-2014/06/30

当寄付金は所得税・法人税・相続税の控除対象です

当寄付金は東京都の条例指定対象寄付金です

寄付金控除についてはお近くの税務署までお問合わせください。

JAPAN FOR



UNHCR

国連UNHCR協会



特定非営利活動法人 国連UNHCR協会

〒107-0062 東京都港区南青山6-10-11 ウェスレーセンター3F

TEL : 03-3499-2450 FAX : 03-3499-2273